

認定こども園子どもの森 白梅幼稚園、会津保育園 園則（兼運営規定）

（事業所の名称等）

第1条 学校法人白梅が設置するこの幼保連携型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称 認定こども園子どもの森 白梅幼稚園、会津保育園

（2）所在地 福島県会津若松市一箕町亀賀字北柳原42-1

（施設の目的及び運営方針）

第2条 認定こども園子どもの森 白梅幼稚園、会津保育園（以下「当園」という。）は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして1歳からの子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適切な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

2 当園は、教育・保育の提供に当たっては、入園する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。

3 当園は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、教育と保育を一体的に行うものとする。

4 当園は、社会の期待や願いに応えられる創意と活力のある教育・保育活動をすすめ、子ども・保護者・地域に信頼されるよう努めるものとする。

5 当園は、「会津若松市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月30日会津若松市条例第29号）」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

第3条 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 1学級の園児の数は、30人以下を原則とする。

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

（認可定員）

第4条 当園の認可定員は、205名とする。

（利用定員）

第5条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

利用定員は、次のとおりとする。

（1） 法第19条第1項第1号の子ども（保育を必要としない満3歳以上の子ども。以下「1号認定子ども」という。）75名

- (2) 法第 19 条第 1 項第 2 号の子ども（保育を必要とする満 3 歳以上の子ども。以下「2号認定子ども」という。） 8 2 名
 - (3) 法第 19 条第 1 項第 3 号の子ども（保育を必要とする満 3 歳未満の子ども。以下「3号認定子ども」という。） 4 8 名
 - (4) 3号認定子どものうち、満 1 歳未満の子ども 0 名
- （提供する教育・保育等の内容）

第 6 条 当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 26 年 4 月 30 日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）に基づき、以下に掲げる教育・保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育（第 12 条に規定する時間において提供する教育・保育をいう。以下同じ。）
 - (2) 送迎
 - (3) 食事の提供
 - (4) 子育て支援事業
 - (5) 延長保育事業
 - (6) 一時預かり事業
 - (7) その他教育・保育に係る行事等
- （保護者に対する子育て支援の内容に関する事項）

第 7 条 前条に規定する子育て支援事業の内容については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成 18 年 9 月 7 日文部科学省・厚生労働省令第 3 号）第 2 条各項のとおりとする。

（延長保育）

第 8 条 当園は、保育標準時間認定の子どもについては 7 時から 1 8 時まで、保育短時間認定の子どもについては 8 時 30 分から 1 6 時 30 分、それぞれ平常の保育時間を超えて保育が必要な場合に延長保育を行う。

第 9 条 当園は、9 時から 1 7 時まで、保護者が、病気や出産、家族の看護などで緊急に保護が必要とされる子どもに対して、一時的に保育を実施する。ただし、受け入れ態勢や子どもの状況などにより、受け入れが困難な場合はこの限りではない。

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第 10 条 教育・保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、利用乳幼児の受け入れ状況等により、員数が変動する場合は有り得る。

- (1) 園長 1 名
園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園務を司る。
- (2) 副園長（教頭） 1 名
副園長（教頭）は、利用乳幼児を全体的に把握し、園長を補佐する。

- (3) 主幹保育教諭 2名

主幹保育教諭は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、教育・保育内容について他の保育教諭を総括する。

- (4) 保育教諭 22名

保育教諭は、教育・保育に専従し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

第11条 1年を次の3学期に分ける。

- (1) 第1学期 4月1日から 7月31日まで

- (2) 第2学期 8月1日から 12月31日まで

- (3) 第3学期 1月1日から 3月31日まで

(教育・保育の提供を行う時間)

第12条 教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間 (11時間)

7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

- (2) 保育短時間認定に係る保育時間 (8時間)

8時30分から16時30までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

- (3) 教育標準時間 (4時間)

10時から14時までを標準とする。(尚登園時間は、8時30分～)

(標準・保育の提供を行う日及び行わない日)

第13条 教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、1号認定の子どもについては、月曜日から金曜日までとする。

但し土曜日については、保育にかかる理由があるものに保育を提供する。

2 当園の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日

- (2) 年末年始 (12月29日から1月3日)

- (3) 国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日

- (4) 園が定めた日

3 以下の期間及び日においては、1号認定の子どもに対する教育・保育の提供は原則として行わない。

- (1) 夏季休業 7月21日から8月25日まで

- (2) 冬期休業 12月25日から1月7日まで

- (3) 春季休業 3月24日から3月31日まで

- (4) 土曜日

- (5) 園が定めた日

4 教育・保育上必要があり、または、やむを得ない事情があるときは、前 2 項の規定にかかわらず休業日に教育・保育を行うことがある。

5 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に教育・保育を行わないことがある。

(入園手続き、利用の開始および終了に関する事項、利用にあたっての留意事項)

第 14 条 当園は、市町村から教育・保育の実施について支給認定を受けた 1 号子どもから当園の利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じる。

(1)利用定員に空きがない場合

(2)利用定員を上回る利用の申込があった場合

(3)当該入園志望者に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合

2 1 号子どもについて、利用定員を超える入園申込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定する。

(1)兄弟姉妹が在園している者は、優先して入園させる。

(2)卒園児の下の子の場合は、前号の次に優先して入園させる。

(3)その他の者は先着順（抽選、面接等）により選考し、入園させる。

3 支援法第 19 条第 1 項第 2 号の子ども（以下「2 号子ども」という。）及び支援法第 19 条第 1 項第 3 号の子ども（以下「3 号子ども」という。）については、支援法第 42 条の規定により、会津若松市が行った利用調整により当園の利用が決定されたときは、これに応じる。

4 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該子どもの支給認定保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとする。

5 退園又は転園、休園しようとする 1 号子どもは、支給認定保護者が理由を記して園長に願い出るものとする。

前項の規定に関わらず、在園する子どもの支給認定区分変更に伴う園内の異動については、園長が決定する。

(利用の終了に関する事項)

第 16 条 当園は、以下の場合に教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 1 号認定の子ども及び 2 号認定の子どもが小学校就学の始期に達したとき

(2) 3 号認定の子どもの保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき

(保護者から受領する利用者負担額その他費用の種類、支払を求める理由及びその額)

第 17 条 会津若松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月 30 日会津若松市条例第 38 号）第 13 条に基づき、利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 上記条項に基づき説明書等で同意を得て徴収する。

(成績の評価)

第18条 満3歳以上の各学年の課程の修了は、園児の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

(修了)

第19条 園長は、園児が全課程を修了したと認めるときは、卒園時に修了証書を授与する。

(緊急時における対応方法)

第20条 当園の職員は、教育・保育の提供を行っているときに、子どもに症状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は子どもの主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、会津若松市、子どもの保護者等とともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 子どもに対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第21条 当園は、非常災害に備え、子どもの安全を確保するための具体的な計画及びマニュアル(次項及び第4項において「計画等」という。)を作成することとする。

2 当園は、計画等に基づき、子どもの避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、子どもに避難方法等について理解させるよう努めることとする。

3 当園は、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

4 当園は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証及び必要な見直しを行うこととする。

(虐待の防止のための措置)

第22条 当園は、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第23条 当園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(1) 教育・保育の実施に当たっての計画

(2) 提供した教育・保育に係る提供記録

(3) 会津若松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第19条に規定する支給認定を行った市区町村への通知に係る記録

(4) 保護者からの苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

(要望・苦情等について)

第24条 認定こども園子どもの森の苦情解決実施要綱により対応する。

(秘密の保持について)

第25条 学校法人白梅の個人情報保護方針により個人情報の保護に努める。

附 則

この園則は平成27年4月1日から実施する。

平成29年 4月1日 一部改訂施行

平成31年 4月1日 一部改訂施行

令和 2年 4月1日 一部改訂施行